資料１－３

新潟県障害者計画の見直しについて（手話施策推進法関係）

１　見直しの趣旨

令和７年６月に「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行されたことに伴い、見直しを行うもの

２　手話施策推進法と県条例の比較

	法律	県条例
名称	手話に関する施策の推進に関する法律	新潟県手話の普及等の推進に関する条例
制定	令和７年６月25日公布・施行	平成29年12月26日公布・施行
手話の捉え方	日常生活や社会生活を送る上で、言語であり重要な意思疎通の手段	独自の語彙及び文法体系を有する言語であり、文化的所産
目的	手話に関する施策を総合的に推進	手話の普及等を推進することにより、共生社会を実現
基本理念	・手話の取得・使用 ・手話文化の保存・継承・発展 ・手話に関する国民の理解と関心の増進	・手話への理解促進 ・手話で意思疎通を図る権利の尊重
県の責務	国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する （障害者基本計画・都道府県障害者計画への反映）	社会的障壁の除去について合理的配慮を的確に行うとともに、手話の普及等に関する施策を効果的に推進
基本的施策	・手話を必要とするこどもの手話の習得の支援 ・学校における手話による教育 ・大学等における配慮 ・中途失聴者等の手話の習得の支援	・学校等における手話を学ぶ機会の確保、職員等の手話の技術の向上の取組
	・職場における環境の整備	・環境整備（事業者の役割）
	・地域における生活環境の整備、災害時における手話による情報提供	・県政情報の手話による発信、手話通訳者の積極的な派遣、災害時の情報取得・意思疎通支援
	・手話文化の保存・継承・発展	・調査研究への協力
	・国民の理解と関心の増進（広報・啓発活動）・手話の日	・広報・啓発活動等
	・手話通訳者等の人材の確保等	・手話通訳者等の確保等

３　今後のスケジュール（予定）

10 月～　変更案の作成、関係団体意見聴取
１月　　障害者施策推進協議会（変更案の審議）
３月　　計画変更・公表